

北杜市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



平成27年3月策定
(令和2年4月 一部改正)

北杜市通学路安全推進会議



1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関と協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、このたび関係機関の連携体制を構築し、【北杜市通学路交通安全プログラム】を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安心・安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 北杜市通学路安全推進会議の設置

関係機関と連携を図るため、以下をメンバーとする『通学路安全推進会議』を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し策定しました。

＞構成メンバー

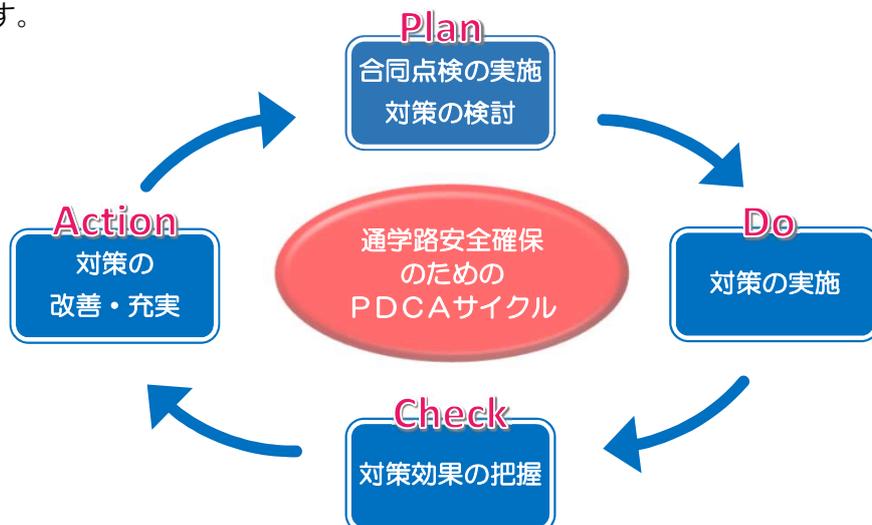
- ・北杜市代表区長会を代表する者
- ・甲府河川国道事務所道路管理第二課長
- ・中北建設事務所峡北支所道路課長
- ・北杜警察署交通課長
- ・北杜市校長会を代表する者
- ・北杜市PTA連合協議会会長
- ・産業観光部農地整備課長
- ・森林環境部林政課長
- ・建設部道路河川課長
- ・企画部企画課長
- ・教育委員会教育部長

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取り組みをPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) PDCAサイクルの具体的な内容

Plan 定期的な合同点検・対策の検討

- 市内の小学校を対象に、毎年合同点検を実施します。
- 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとにハード・ソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを通学路安全推進会議の中で検討します。

ハード対策	ソフト対策
ア 道路、歩道の整備・改良	A 通学路の見直し
イ 防護柵の設置（ガードレール、ポール等）	B 児童への安全教育
ウ 路面標示等の設置（グリーンベルト等）	C 交通取り締まり、交通安全啓発活動
エ 標識、看板の設置	D 保護者、地域、学校職員等による街頭指導
オ カーブミラーの設置	E 下草刈り、植栽の剪定
カ 横断歩道の設置	F Eの所有者、管理者への改善依頼
キ 信号機の設置	G 防犯パトロール
ク 水路、側溝の有蓋化・改良	H その他
ケ 街灯、防犯灯の設置	
コ 除雪の優先	
サ その他	

Do 対策の実施

- 通学路安全推進会議のメンバーが連携し、迅速かつ円滑に安全対策が図れるよう努めます。

Check 対策効果の把握

- 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのかを関係者等に対し、アンケート等の手法を用い対策効果の把握に努めます。

Action 対策の改善

- 対策実施後も合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

(3) 通学路の安全対策実施のための1年間の流れ

段階	時期	内容	関係機関
I	4月 (校長会)	①合同点検実施校の確認 ②点検希望箇所の事前調査依頼	●教育委員会 ●各小学校
II	4～6月	①通学路の交通安全確認 ②点検希望箇所の調査票の作成	●各小学校
III	7～8月	①通学路合同点検実施 ②対策の検討	●関係者 ・教育委員会 ・小学校 ・保護者代表等 ・地区区長等 ・各道路管理者 ・所轄警察署
IV	9月頃	第1回通学路安全推進会議の開催 合同点検実施箇所の報告	●通学路安全推進会議
V	9～12月	対策実施	●各関係者
VI	1～2月	第2回通学路安全推進会議の開催 ・状況等（実施、未実施）の報告	●通学路安全推進会議

(4) 対策一覧表、対策箇所図の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、市のホームページで公表します。